

【一般入学試験】

本研究科は、情報及び情報に関連する法律・規範に関する理論を統合し、その知見をもって現代社会における諸問題を解決するための教育研究を行うことにより、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、社会のグランドデザインを主導することのできる人材を養成することを目的としており、本研究科の「入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)」においては、各入学試験を通して求める人材を以下の通りに定義している。

- ・グローバル化、IT化が浸透した現代社会に強い興味を持ち、その問題点を法学と情報学の知見を駆使して解決していく志を持つ人
- ・法学と情報学を統合した新しい知の創造を志向する人
- ・論理的かつ明晰な思考能力を持ち、さらにそれを高める意欲を持つ人
- ・修めた学識で社会に持続的にコミットし、そこに貢献しようとする意欲を持つ人

また、選抜にあたっては、次のような知識・能力等を備えていることを選抜評価の基準としている。

- ・法学、もしくは情報学のいずれか、または両方の学士水準の学識を有している。
- ・学術文献を理解する読解力と思考能力、およびコミュニケーション能力を有している。

この「入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に基づき、一般入学試験においては、情報及び情報に関連する法律・規範に関する理論を統合し、その知見をもって現代社会における諸問題を解決するための教育研究を行うための素養として、各専門分野について基本的な知見を持ち、学際的なテーマに関して論理的かつ明晰な検討を行う素養があるかどうかを確かめることを目指している。

具体的には、情報法・メディア論・理論情報学・実践情報学の専門分野ごとに、その分野における主要なテーマについて、そのテーマに関する具体的な課題や論述を題材として、問いを的確に把握するとともに、自身の見解を論述することを求めることで、当該分野に関する基礎知識の有無と課題に対する論理的な検討の可否を測ることを目的としている。